



島根県報

令和3年2月19日（金）

号外 第 1 4 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示**島根県告示第110号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年2月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町柿木村柿木1365番16地先から同番18地先まで	前	メートル 17.46～ 37.05	メートル 58.90	益田県土整備事務所津和野土木事業所	交通安全工事 拡幅
			後	29.62～ 45.79	58.90		
県道	益田津和野線	鹿足郡津和野町青原599番2地先から同地先まで	前	3.89～ 4.04	30.02		災害防除工事 拡幅
			後	10.25～ 10.47	30.02		

島根県告示第111号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年2月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	益田津和野線	鹿足郡津和野町青原599番2地先から同地先まで	メートル 30.02	令和3年 2月19日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	